

チャレンジクラブ802規約改正

チャレンジクラブ802規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、チャレンジクラブ802（以下「クラブ」という）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 クラブは、八百津町におけるスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身の育成と相互の親睦や交流を図り、元気で健康な地域づくりを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室・大会の開催
- (2) スポーツ研修会の開催
- (3) スポーツ指導者の育成
- (4) スポーツ活動に関する広報及び啓発事業
- (5) その他クラブの目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別・会員の構成)

第4条 このクラブの会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員
このクラブの目的に賛同して入会し、事業及び活動を推進する個人
- (2) 一般会員
このクラブの目的に賛同して入会し、活動に参加する個人
- (3) 準会員
このクラブが開催する教室以外の事業を対象に賛同して入会し、活動に参加する個人
- (4) 賛助会員
このクラブの目的に賛同して入会し、活動を賛助する個人、団体

(正会員入会手続き)

第5条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 八百津町スポーツ推進委員は、正会員とする。(追加項目)

- 3 正会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項の者の入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(一般会員入会資格及び手続)

第6条 一般会員としてこのクラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない

- (1) 原則として八百津町に在住又は在勤するものであること。ただし、クラブの目的に賛同するものであれば、町外者であっても入会することができる。
- (2) クラブの定める諸規定を遵守するものであること。
- 2 一般会員として入会しようとするものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。また、入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。
- 3 一般会員として入会するものはスポーツ安全保険に加入しなければならない

(会費)

第7条 会費は、クラブが別に定める年会費及び受講料及び参加料等とする。

- 2 年会費は、入会時、申込書と一緒にクラブ事務局に納入するものとする。
- 3 受講料及び参加料等は、必要に応じて別途納入するものとする。

(会費の不返還)

第8条 既納の会費は、返還しない。ただし、特別な事情により、理事会において承認された場合は除く。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事長は理事会に諮りこれを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員および組織

(種別及び定数)

第12条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 **15名以下** (20名以下から15名に)
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。

3 理事は、理事長、副理事長、部長、副部長とする。 (追加項目)

(役員等の選出)

第13条 クラブ事業は、正会員より構成される各部会の部長、副部長ならびに互選又は推薦された理事によって企画し、運営する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選により選出する。
- 3 監事及び顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

(役員職務)

第14条 理事長は、クラブを代表し、会務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 顧問は、クラブの業務についての指導助言を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

第5章 総会

(種別)

第16条 このクラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は正会員をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、承認・決定する。

- (1) クラブの基本方針に関すること。
- (2) この規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 役員に関すること。
- (6) その他、クラブの運営に関し重要な事項。

3 総会は、理事長が招集し、議長は正会員の中から理事長が指名する。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(理事会)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

但し、指導助言者として若干名の顧問が理事会に参加するものとする。

2 理事会は、本規約の定めるもののほか次に掲げる事項について審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、理事長が招集する。

(運営委員会)

第19条 運営委員会を設置し、**年3回程度**開催し情報交流を図る。 **(年4回から3回に)**

2 運営委員会は、次に掲げる事項について報告・協議する。

- (1) 各部会の活動報告。
- (2) クラブ開催事業の現状報告。

3 運営委員会は、理事長が招集する。

(部会)

第20条 クラブには次の部会を設置し、正会員はいずれか部会に所属しなければならない。

部長がそれぞれの部会を招集する。

- (1) 総務部会
- (2) 企画運営部会
- (3) イベント事業部会
- (4) 広報部会

2 各部会は、クラブにおけるそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

3 各部会は、部長1名、副部長若干名、部員で構成する。

4 部長は、理事長の承認を経て、事業の遂行に必要と認められる部員を、会員の中から選出し、協力を仰ぐことができる。

5 広報部会は、企画運営部会及びイベント事業部会の中から各2名を選出し、兼務する。
(追加項目)

6 部長は部会を統括し、その協議内容を理事長に報告し、理事会で承認を得るものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第21条 クラブは、クラブの事務を担当するため、八百津町八百津3389-1

八百津町B&G海洋センター体育館内に事務局を置く。

2 事務局には、事務員及びクラブマネジャーを配置する。

3 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 会計

(資金)

第22条 クラブの資金は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(資金の管理)

第23条 クラブの資金は、事務局が管理する。

(予算及び決算)

第24条 クラブの収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事故の責任

(事故の責任)

第26条 会員は、クラブの活動に対しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求しないものとする。

- 2 クラブは、クラブの開催する教室、大会、研修会及び講習会等の活動中において発生した会員の傷害等については、当該会員が会員として加入する保険の補償対象範囲内で対応するものとする。

第9章 細 則

(細則)

第27条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、理事会の議決をへて別に定める。

附 則

- 1 本規約は、平成19年2月24日から施行する。
- 2 クラブ発足当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、総会で選出する。
- 3 クラブ発足当初の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、クラブ発足時から翌年3月31日までとする。
- 4 本規約は、平成25年4月1日から施行する。(改正)

附 則

- 1 本規約は、平成31年4月1日から施行する。

1 本規約は、令和5年4月1日から施行する。

このクラブ設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金は無料とする

①正会員	会費	年額	2,000円
②一般会員	会費	小中高校生	年額 1,000円
		18歳以上	年額 2,000円
③ウォーキング会員	会費	年額	2,000円
④賛助会員	会費	1口年額	5,000円

(内規)

出役手当

理事会・委員会・各部会への出役	200円/1回
イベント・総合型クラブに関する会議・研修への参加	500円/1回

出張旅費

事業遂行のため自家用車使用をした場合は、下記金額を支給する。

但し、理事長または理事会の承認を得た場合に限る。

町内(西部地区内)移動の自家用車使用	200円/1回
町内(東部地区内)移動の自家用車使用	300円/1回
可茂管内移動の自家用車使用	300円/1回
県内の移動の自家用車使用	500円/1回
県外の移動の自家用車使用	1,000円/1回

*宿泊費(上限10,000円)・交通費(公共交通機関)は、実費額を全額支払う。

*高速代・有料道路・駐車場は実費額を全額支払う。

(実費額支払については、領収書を添付する。但し、領収書の発行が無い場合は、その旨を報告し精算する。)

*出張で先方より上記金額以上の手当等が支給される場合は支給しない。

*出張での昼食代は、支給しない。

規約改正（案）

改正前

（会費）

- 第7条 会費は、クラブが別に定める年会費及び受講料及び参加料等とする。
- 2 年会費は、入会時、申込書と一緒にクラブ事務局に納入するものとする。
 - 3 受講料及び参加料等は、必要に応じて別途納入するものとする。

このクラブ設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
入会金は無料とする。

①正会員	会費	年額	3,000円
②一般会員	会費	小中高校生	年額 1,000円
		18歳以上	年額 2,000円
③賛助会員	会費	1口	年額 5,000円

改正後

説明

第7条関係中付記 ①正会員の会費年額3,000円を、一般会員と同額にする。

条文

①正会員 会費 年額 2,000円

改正前

（役員任期）

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず理事長の再任は1回のみとする。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

改正後

説明

第15条第2項の「前項の規定にかかわらず理事長の再任は1回のみとする。」の条項を削除する。
2項削除により同3項を2項とする。

条文

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

改正前

（理事会）

- 第18条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、本規約の定めるもののほか次に掲げる事項について審議し決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 3 理事会は、理事長が招集する。

改正後

説明

第18条の「理事会は、理事をもって構成する。」に顧問はアドバイザーとして理事会に参加するものとする。

条文

第18条 理事会は、理事をもって構成する。
但し、指導助言者として若干名の顧問が理事会に参加するものとする。